

事 務 連 絡
平 成 2 9 年 2 月 2 8 日

各市町立小・中学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総務・給与担当室長

社会保険料（健康保険料率及び介護保険料率）の改定について（通知）

平成28年3月分（4月納付分）から、社会保険料（健康保険料率及び介護保険料率）が下記のとおり改定されますので、所属内の該当者に周知願います。

記

1 改定の内容

項目	改定前	改定後
健康保険料	9.91%	<u>9.87%</u>
介護保険料	1.58%	<u>1.65%</u>

- ※ 被保険者負担分は、上記の保険料率の約半分となります。（保険料は事業主と被保険者とで折半しています）詳しくは、全国健康保険協会ウェブサイト上の保険料額表を参照してください。

全国健康保険協会ウェブサイト：[\(http://www.kyoukaikenpo.or.jp/\)](http://www.kyoukaikenpo.or.jp/)

2 留意事項

この改定に伴う所属での報告は特に必要ありません。

総務・給与担当 高辻 矢作 三輪
電 話 0 4 8 - 7 3 7 - 2 7 2 7